

建物を新たに使用する前に 届出が必要！！

※建物の一部を新たに使用する場合も必要です。



建物の使用状況を消防機関が把握し届出内容、消防用設備等の設置状況等を事前に審査、検査することにより、関係者も利用者も建物を安全に利用することができます。

提出する書類は？

防火対象物使用開始届出書(案内図・平面図・消防用設備等の設計図書を添付)
※工事の内容により消防用設備等を変更する場合は、工事整備対象設備等着工届出書や消防用設備等設置届出書が必要となる場合があります。

提出する日は？

- ◎防火対象物使用開始届出書は、事業主が建物の使用を開始する7日前までに。
- ◎工事整備対象設備等着工届出書は消防設備士が工事を始める10日前までに。
- ◎消防用設備等設置届出書は事業主が設置後4日以内に消防本部予防課へ提出して下さい。

改装した時必要？

店舗等の修繕、模様替え、間仕切等の変更により消防用設備等を変更する場合は事前に消防本部予防課又は管轄署へ相談してください。
出入口を改修したり、窓ガラスへフィルムを貼る場合も同様です。



消防法令に違反すると、**行政処分**の対象となることがあります。
不特定多数の方が利用する建物で、消防用設備等^(※1)が未設置又はその主たる機能が喪失している場合の建物は**ホームページ**に公表されることがあります。

(※1) スプリンクラー設備・屋内消火栓設備・自動火災報知設備

重大違反になる前に!

